

立命館大学法学部ニューズレター

第5号



Newsletter

The Faculty of Law

Ritsumeikan University

目次

ニューズレター2年目を迎えて	生田勝義	2
大学院3コース制発足	三木義一	2
第8回尾中郁夫・家族法學術賞を受賞して	木棚照一	3
新段階の都市計画法制の探求 - グラント教授を迎えた研究会 -	安本典夫	5
消費者法の国際的調和に関する調査研究 - 英国、マレーシア、香港 -	竹濱 修	7
はじめまして	Leonardo Ciano	9
サッチャー政権の評価をめぐって	小堀眞裕	10
はじめて教壇に立って	谷本圭子	11
立命館大学法学部夏期集中講義および比較民事手続法セミナー開催のご案内	出口雅久	12

ニューズレター 2年目を迎えて

法学部長 生田 勝義

1995年度より発行してまいりました「立命館大学法学部ニューズレター」は、本号をもって2年目を迎えることになりました。

このニューズレターには、久岡前学部長が「発刊によせて」で述べましたように、次のような私どもの思いが込められております。すなわち、立命館大学法学部の学術研究を一層発展させるために、研究・教育の「客観化（自己評価）」・「開放化」に従来にも増して努力し、内外の諸大学・研究機関、実務各界などとの間での交流を深め、いわば大きなネットワークの中の一単位として、法律学・政治学の領域での新たな学問的な展開・発展に寄与していきたいとの思いであります。これからもこの思いを大切に、大いに情報を発信していかなければならないと考えております。

わが法学部の特長の一つに、学部として共同研究に取り組むということがあります。これまで、ドイツのケルン大学法学部との共同研究や消費者法に関する国際共同研究に取り組んでまいりました。それらを引き続き発展させるとともに、憲法施行50周年を迎える本年秋にはアメリカン大学法学部と憲法問題に関する共同シンポジウムを開催する予定です。また、人文科学研究所第5期総合研究「世紀転換期の日本と世界」では法・政治に関する第1巻「法の構造変化と人間の権利」をこの6月に刊行し、その合評会を6月15日

に開催することができましたが、この成果を活かすための国際共同研究への準備も始めております。

この間、実務界との教育・研究に関する連携にも力を入れてまいりました。知的財産法、保険法に続き、本年度は近畿税理士会のご協力をえて税法の特別講義を開講し、また企業法務やEU法制についても客員教授をお迎えすることができました。大学院では「高度職業人養成」の課題に因應することができるよう本年度より法務専修コースに加え国際法務コースを開設し、社会人入試も実施いたしました。

「国際化」は法学部教員の夏休みの過ごし方にも現れてきました。夏期休暇中に外国出張される先生方がかなりの数に上るようになっていきます。また、情報基盤が整備されたことにより、「情報化」への対応も急速に進んでいます。国際化や情報化は本当に身近なものになりました。それらを身近に見て感じingことは、情報化や国際化は、平和や民主主義の可能性を拡大するとともに、それらをますます必要とするようになるということです。「平和と民主主義」という本学の教学理念やそれを体現した教育・研究がますます重要になってきているように思います。

今後とも関係各位のご理解とご協力をえて、本ニューズレターをさらに実りあるものにできればと願っている次第です。

(いくた・かつよし 刑事法)

大学院3コース制発足

大学院主事 三木 義一

法学研究科は94年の専修コースの設立に続き、96年から新たに国際法務コースが発足し、新入学生も3コース合計49名(研究コース14名。法務専修コース23名、国際法務コース12名)と飛躍的に増大しました。新しい国際法務コースは企業の国際法務で活躍できる人材を育成するとともに、司法試験以外の弁理士・税理士といった資格取得

を目的とする学生たちの研修コースとして位置づけています。発足初年度ですので予想していた以上の難問がカリキュラム等々に関連して続出しておりますが、院生たちの意向も考慮しながら解決を図っているところです。

このように大学院はかなり拡充しつつありますが、来年度以降さらに次のような改革を行う予定になっています。

まず、博士課程後期課程に社会人を受け入れることにしました。受験資格は、a) 司法試験に合格し、司法習修を終了したもの、b) 弁理士、公認会計士、税理士及びこれに準ずるもので修士の学位を取得しているもの、のいずれかの要件を満たすもの、となっています。かなり厳格ですが、これらの専門家に学位を取得する門戸を広げた意義は大きいと思います。

次に、国際法務コースに社会人一般入試制度を導入することにしました。発足当初から国際法務コースには社会人入試がありましたが、企業推薦という制約があった為かあまり利用されませんでした。そこで、今年度の入試から思い切って一般入試を導入することにしました。3年以上勤務経験のある社会人には論文1科目と面接で合否を判定することにし、社会人にとって受験しやすい方式にしてみました。これが受験者の増大に結びつくかどうかは不明ですが、来年度は今年以上に多様な院生が入学してくると思います。

このように、社会人にも門戸を広げる方向を採用しましたが、立命館の学部生を大学院に積極的に受け入れて高度専門家として教育することも重要だと考えています。法務専修コースについては、うれしいことに院生たちの司法試験短答式試験合格者の数が昨年の6名から11名へと飛躍的に増大しました。立命館の合格者数の増大は大学院が原動力になったといつてよいと思います。大学院から司法試験合格者を多く生み出そうという構想が徐々に実現しつつあるといえます。

しかし、国際法務コースについては民間企業の国際法務関係への就職希望を持ちつつ進

学してくる学生が少なく、税理士等の実務家志望が圧倒的です。今日の企業の人事採用傾向をみていると、法学部から徐々に法務専門職要員としてかなり専門的に勉強した学生を採用し始めています。企業法務の必要性は今後ますます高まると思いますので、このような進路を希望している学生を大学院で専門的に鍛えてみたいと構想しているところです。

もちろん、弁理士や税理士等の専門家養成にも力を入れなければと考えていますが、とりわけ税理士志望者については、全国の専修コースの大学院から多くの税理士試験免除者が生み出され、それが税理士界内部でも問題視されつつあるところです。その主な原因は、税法以外を専攻しても法学修士の学位を取得したり、財政学の科目で修士をとっても税法科目が免除されるという現行法制の矛盾に起因しています。そのため、大学院卒の税理士はあまり評価されていないのが現状です。立命館の法学研究科で学ぶ税理士志望者については、税法専門家としての税理士といえるだけの実力をつけさせて「さすがに大学院を出たことだけのことはある」と評価されるようにしたいと考えています。

このように大学院法学研究科は多様なコースを用意して、他大学でも進行しつつある大学院大学化へ備えつつありますが、このことを可能にするためにはOBの方々の協力が必要不可欠です。すでに大学院の講義を非常勤で引き受けていただいている先生方もおられますが、今後ますます協力をお願いする機会が増えてくると思いますので、大学院改革の動向にも注目していただければ幸いです。

(みき・よしかず 税法)

第8回尾中郁夫・家族法学術賞を受賞して

木棚 照一

5月28日午後6時から東京桜田門前の法曹会館で第8回尾中賞家族法学術賞の受賞式が行われた。この賞は、日本加除出版の先代の社長が家族法の分野、とりわけ、アジアの一員としての日本における研究の充実と発展

を希求し、人材育成の必要性を強調されながら思い半ばで急死されたので、その遺志を継いで平成元年3月に創設されたものである。選考方法は、一年間で国内で発表された家族法関係の書籍・雑誌論文を事務局がリスト

アップし、家族法関係の研究者243名、法務省関係者76名、最高裁・家裁関係者61名、報道関係者16名、法律関係出版関係者37名のアンケート方式による推薦をもととして、広島大学名誉教授中川淳、東京大学名誉教授米倉明、前松山地裁所長村重慶一、早稲田大学教授三木妙子、中央大学教授桑田三郎の5氏を選考委員とする会議で最終的に決定されるものである。本年度は、上智大学教授石川稔氏の『家族法における子供の権利 - - その生成と展開 - - 』（日本評論社）とともに、わたくしの『国際相続法の研究』（有斐閣）が受賞対象となった。受賞式には、出席者名簿によると117名の各界の来賓があり、わたくしは、慣例に従い妻とともに出席した。受賞式では、米倉、桑田、中川の三人の選考委員から選考委員の言葉があった後、賞の贈呈があり、その後受賞者の挨拶とわたくしについては名古屋大学名誉教授山田録一先生、石川教授については東京都立大学教授唄孝一先生よりそれぞれお祝いの言葉があった。さらに、会場を移して記念パーティーが行われ、元札幌高裁長官野田愛子氏の乾杯の発声の後出席者の懇談が行われた。金沢時代のわたくしの恩師、明治学院大学教授中川高男先生をはじめ、多くの懐かしい先生や友人と懇談でき、楽しい祝宴であった。

国際相続法は、私が名古屋大学の大学院で国際私法の研究を始めて以来の、私の研究テーマであった。当初の私の問題意識は、国際私法における財産法上の原則と家族法上の原則の交錯する国際相続法の分野においてどのような原則が行われるべきであろうか、という点にあった。相続は、人の死亡による財産の移転であるという点では財産法にかかわれるが、それが死者の近親者へのものであるという点では家族法にかかわる。国際私法上財産法については属地法が、家族法については属人法が支配するとみるのが伝統的な考え方であった。国際私法を比較法的にみれば、英米法系の諸国では財産的要素を重視し、ヨーロッパ大陸法系の多くの国では家族法的要素を重視しているように思われていた。しかし、より詳細にみると、現実には、種々の

要因が複雑に絡み合っており、その点の解明が必要であるように思われた。そこで、このような観点から、まず、英米国際私法における遺産債務の問題を研究した。英米においては、実質法上は原則として遺産管理という手続で遺産債務を清算し、積極財産が残ったときにのみ相続人に承継されるゲルマン法的な清算主義をとり、ローマ法上の包括承継主義を継受したわが国の法制と異なっている。国際私法においても、遺産管理と相続は厳密に区別されており、それぞれ別の原則が行われていた。当時この分野を研究した研究者の見解として、わが法例の解釈としても遺産管理を相続から除外して、もっぱら財産所在地法によるべきと主張されていた。確かに、このような立場に立つと、わが国における遺産管理手続に関して生じる適応問題を回避することができるのだが、しかし、遺産債権者は被相続人の全財産を考慮して被相続人と取り引きしたのに、その相手方が死亡することによって財産の所在する全ての法域で権利を主張しなければ債権の全部の弁済を受けることができなくなるおそれが生じる筈である。この点についてのアメリカの判例法上の原則をみると、所在地説と住所地説の対立が存在し、一概に遺産管理は所在地法によるものとはいえないことが明らかになった。また、1969年に住所地説を基調とした統一検認法（Uniform Probate Code）が公布され、各州に採用が要請され、かなりの州で採用された。そこで、ドイツにおける議論を参考にしながら、英米法系の国を本国とする被相続人が日本に財産を残して死亡した場合における遺産管理の準拠法に関して考察し、第2部第3章で一定の要件のもとで遺産管理につきいゆる隠れた反致が成立するという解釈論を展開した。

遺産債務の処理の問題もそうであるが、国際相続法の問題を研究すると、相続統一主義と分割主義、属人法に関する本国法主義と住所地法主義の対立をどのように止揚しながら、立法論として、また、解釈論として理論的に展開するかが問題となる。客観的連結に関する諸国の国際私法原則の相違に直面し、

これを超克しながら、判決の国際的調和を実現し、相続に関する涉外的私法生活関係の安全を確保するためには、債権契約におけると同様、一定の範囲で準拠法の選択を当事者の意思に委ねることができないかどうか、を検討する必要があることに気づいた。この点について歴史的に遡って調べてみると、1865年のイタリア民法の起草の際に、マンチーニ (Mancini) は、被相続人が遺言上の相続効果をその住所地法に服させようとし、かつ、住所地法がその遺言を有効とする場合には、遺言保護の観点から、この被相続人の意思を尊重して被相続人の本国法に代えて住所地法によるべきことを主張していた。また、1914年のオーストリアのヴァルカー (Walker) 草案においては、法律関係を広く当事者の選択した法によることを認める規定を置き (7条)、この原則は相続についても適用されるものと考えられたことなども分かった。翻って、わが国の現行法例の制定過程をみても、明治30年 (1897年) の法典調査会で配布された法例議案では、現在の7条1項に相当する10条1項に「契約二因リテ生スル債権ノ成立及ヒ効力ニ付テハ当事者ノ意思ニ從ヒ其何レノ国ノ法律ニ依ルヘキカラ定ム」とされていたが、この提案では単独行為を含まないことになるとの指摘を受けてこれを含ませるために「法律行為ノ成立及ヒ効力」と改められたことが分かった。単独行為の最も典型的なものは遺言である。したがって、立法者の意思を合理的に捉えれば、7条1項は、遺言による相続についても適用されるものと解することができるのではないかと、そうとすれば、被相続人による準拠法選択の問題は単に立法論としてではなく、解釈論としても展開することができるのではないかと、という問題意識が芽生えた。このような

問題意識から、この問題に関する最近の展開、とりわけ、1988年のハーグ相続準拠法条約とドイツ、オーストリア、スイスなどのヨーロッパ各国の立法論的考察を第1部に、法例の解釈論を第2部第1章に書いた。

さらに、このような解釈論を展開する過程で気づいた法例27条と26条の関係に関するわが国の通説に関する疑問を主として、遺言に関する解釈論として展開したのが第2部の第6章および7章である。また、法例26条の解釈との関係で問題となります相続における属人法と属地法の交錯に関連して、個別準拠法に関する第2部第4章と相続人の不存在に関する第5章を書いた。

今回の受賞対象となった本は、わが国の国際相続法に焦点を絞った研究書としては最初のものである。同時に、これが国際私法に関する研究で尾中賞の受賞対象となったものとしては、最初のものである。国際相続法や家族法は理論的に難しく、興味のある問題が多い分野ではあるが、どちらかといえば、専門家にしか分からない理論的問題を取り扱うことが少なくないためか、必ずしも日当りのよくないところでもある。このような分野についても現実に尾中賞の受賞対象となり得ることが私の例で明らかになった。これは今後この分野を研究する若い研究者に良い刺激となるのではないかと期待している。

この本は、1994年の後期、教学部副部長、研究部長の役職を果たしたことの見返りとして (?), 学部教授会の配慮で頂いた短期外留の成果である。その点に関連し、遅々として進まない私の研究をいろいろな形で支えて頂いた立命館大学法学部の先輩および同僚の諸先生に厚くお礼を申し上げる。同時に今後ともご指導ご鞭撻賜ようお願い申し上げます。(きだな・しょういち 国際私法)

新段階の都市計画法制の探求

グラント教授を迎えた研究会

安本 典夫

グローバル化した環境問題

今日、人間の活動総量は、地球の環境容量

を突き抜けて進もうか、という状況になってきた。そのため、環境問題は国際化、という

よりも「グローバル化」(地球全体で考えるべき性格のもの)してきている。リオ・サミットはいうまでもなく、各市町村の環境基本条例、環境基本計画などを見ても、「各地域から地球環境を考えなければならない」などということばが必ず入ってきている。さらにそれに加えて、各企業からしてみると、取引・競争ともに国際化した今日、企業の公害対策を進めることが国際競争で不利に働かないようにするために、企業として行うべき公害対策の水準が国をこえて共通化してほしいということになる。

各地域に固有の都市計画

他方、土地利用規制、あるいはそれをとりこんだ都市計画は、地域的(ローカルな)性格の強いものである。各地域の特殊性に応じて、あるいは将来のその地域の方向についてのコンセンサスにもとづいてどのようなルールをつくるか。このプロセスが都市計画をつくるプロセスである。それを支える計画制度も、それぞれの歴史の中で形づくられ、その国の固有性が色濃く出ている。

環境問題と都市計画の合体

ところが、今日、この環境問題と都市計画は、切り離しては考えられない。自動車公害を例にとっても、自動車の増加を野放しにしてエンジンの規制だけしていても、とうてい解決できないことは誰の目にも明らかである。エンジンの規制をどこまでやり、自動車に頼らなくてもよい、あるいは自動車がやたらとふえないような都市構造の変革をどう進めるか。また、自然の動植物の生息地を破壊しかねない開発の規制も、都市計画に期待されている。都市計画はそのようなものとして展開してきた。環境政策と都市計画とが不可分のものとなったのである。そこで、ローカル、ナショナル、インターナショナル、グローバルなものがどう総合されるか。

マルコルム・グラント教授

マルコルム・グラント教授(イギリス・ケンブリッジ大学土地経済研究所)を迎えて、4月12日に法政研究会・人文科学研究所が行った研究会では、まさにこのような段階での都市計画のあり方が論じられた。教授は『都市

計画法(Urban Planning Law)』の著者であるだけでなく、かのデスモンド・ヒープ卿の後をついで『都市計画法と実務総覧(Encyclopedia of Planning Law and Practice)』(加除式5巻本。都市計画関係の膨大な法令・通達等を体系化したもの)の編集者でもある。この問題を論じるまさに最適の人といえよう。グラント教授は次のように論じた。

EUとイギリス都市計画の第三段階

ヨーロッパでは、上記の問題は、単なる理念のレベルでの諸要素の衝突の問題ではない。現実には、ECは1970年以来積極的な環境政策プログラムをもって、多くの指示を加盟国に出してきている。環境アセスメントの実施、野鳥等の生息地域指定の指示などがその例である。これらは、EC裁判所判決などを通じて加盟国に強制されてきた。今日のイギリスにおいても、環境政策の展開の主要な推進力の重要な1つがEU(ヨーロッパ連合)といえる。都市計画もこれに即した展開が求められている。1947年までをイギリス都市計画の第一段階、1947年都市農村計画法以後を第二段階とすれば、今、第三段階を迎えているのである。

イギリス都市計画法制の対応性

このような新たな段階の新たな課題に、イギリス都市計画法制は対応できるか。教授は、基本的には対応できる、といい、その根拠をイギリス都市計画法制の柔軟性に求める。具体的には、計画許可がないと一切の「開発」(これは、日本の都市計画法上許可が必要な「開発行為」とは比較にならないほど広い)ができないなどの開発管理の包括性、許可をするかどうか、そこにおける条件づけなどにおける地方自治体の広範な裁量(ゾーニング・システムではなく)、そして都市計画にもとづく土地利用制限を無補償でやれるという原則、などである。もちろん手直しは必要とされ、その具体的検討がなされることとなる。

おわりに

イギリスの上記の都市計画法制は、土地所有権、その利用の計画にもとづく制限などの

基本的な点で、ずいぶんわが国とちがった観念にもとづいている。しかし、これは、単に国情のちがいで、とはすまされないものがある。

る。まさに新段階の課題に対応するという視点から見直すべき課題が、この研究会で追求されたのである。

(やすもと・のりお 行政法)

消費者法の国際的調和に関する調査研究

英国、マレーシア、香港

竹濱 修

1 長尾教授を研究代表とする消費者法の研究チームの一員として、昨年度、複数国の海外調査に参加した。本稿はその報告である。学術的な研究面の詳細は、後日、全体として一冊の研究書にまとめられる予定であるから、ここでは、調査の概要と紀行文的な中身を報告することとする。

2 このチームは、欧米とアジアの両方について消費者法の国際的ハーモナイゼーションという視角から比較法的研究を行っている。その一環として、昨年度は、私の場合、英国とマレーシア、香港がその研究対象となった。8月の下旬から3週間弱、ロンドンに滞在し、現地の生命保険会社や保険オンブズマン事務所、英国の消費者団体、法律家、ロンドン大学などを訪問し、聞き取り調査や資料収集を行ってきた。また、今年1月には、マレーシアおよび香港に出向き、アジア地域担当の国際消費者機構や現地の消費者団体、最高裁判所、大学あるいは香港消費者委員会などを訪問し、実際のところを見聞するとともに、一昨年、立命館大学などが主催した国際消費者法・日本セミナー以来旧交のあるマラヤ大学のソチ教授（法学部長）を訪ね、マレーシアにおける消費者法の発展状況を聞くなど、実り多い現地調査が行えた。

その他のメンバーの活動を簡単に記すと、長尾教授は、上記に加えて、北欧、とりわけスウェーデンの消費者保護法についても現地調査を行われたし、鹿野助教授は、上記日程に加えてフランス、ベルギー、ドイツに足をのびされている。フランス、そしてベルギーは、EU法の関係でブリュッセルを訪ね、山根教授と共同で調査されたと聞いている。ま

た、マレーシア、香港の調査については、久岡教授も、別の目的の調査を兼ねて同行されていた。これらの調査にあたっては、とくにマレーシアの調査については、以前に国際消費者機構のペナン事務所で働いておられた平塚秀衛氏の協力を得て、現地の多くの方と会うことができた。記して感謝の意を表したい。

3 まず、英国からはじめよう。私の場合、1992年6月から9月にかけて渡英して以来久しぶりの英国滞在中で、当時との違いなども少し実感できた。3年前は、英国は不況風が強く、少し話をしていると“recession”という言葉が使われ、困ったことだといった方向に話が傾いていったことを記憶している。大学を卒業しても就職などできないことも多いし、平気で中年の働き盛りの男性が解雇される状況であった。もちろん、このようなことは、英国の場合、その時に始まったことではなく、以前からそのような事態は普通の出来事であったと思う。ただ、私も知り合いがそのような目に遭っているのを聞くと、やはり身につまされる思いがしたことは事実である。その当時は、私は、英国南西部のデボン州の州都エクセターという古い落ちついた町にいて、ときどきロンドンに出かけるという生活をしていた。今回は、当時よりは大部分景気が良くなったのではないかという印象を受けた。“recession”という言葉をほとんど聞かなかったからである。もちろん、ロンドンにしか居なかったということも影響しているかもしれない。地方都市は別であるという推測もありうるからである。また、今回、話を聞いた人達は、法律家やシティのビジネスマ

ンが大半であり、必ずしも庶民の暮らしを忠実に反映するものでもないように思われる。

前置きが長くなったが、今回最も印象に残った訪問先のことを書こう。それは、保険オンブズマン事務所での聞き取り調査である。面会に応じてくれたのは、広報担当ディレクターのコーワン女史であった。彼女は、バリスター（法廷弁護士）であり、ロンドン大学で保険法の教鞭をとったこともあると話してくれた。私の拙い英語で尋ねたいことを伝え、親切かつ精力的に答えてくれ、それに対する質疑応答という形で、アツという間の2時間ほどが過ぎてしまった。保険オンブズマンは、一応、私的な紛争解決制度を提供しているが、これは保険会社の拠出により設立されたものである。この組織の中立性、独立性を確保するために、取締役会とは別に評議委員会という機関を設け、そこで保険会社側の人間が多数派を占められないようにして、オンブズマンの選任を行い、紛争解決の公平性を確保している。保険会社は、オンブズマンの裁定に拘束されるが、保険契約者は、納得が行かなければ、裁判に訴えることができる。ここに持ち込まれた紛争は、相当な量になり、最近、オンブズマン裁定の「判例」集が発行されるようになった。そこで、どのような裁定が実際に行われているのか、概要を知ることができるようになったわけである。裁判所による判決ではないから、誰がどの会社と紛争を起こしたのかまでは公表されないが、どのような事案であるかはわかるように簡潔にまとめられている。これを見れば、一般の消費者もどの程度保護されるのかがおおよそ検討がつく。コーワン女史には、やや意地悪な質問になったが、英国国民は、このオンブズマン制度をよく知って利用しているかどうかとも尋ねてみた。彼女は、調査したわけでもないから、一般的なことはよくわからないが、行政機関の窓口やその他の機関にもパンフレット類が置いてあり、広報活動もなされているから、ある程度は浸透しているであろうという。必要な情報は提供してあり、これを利用するか否かは本人の責任において判断するという英国流の行き方が採用さ

れているようである。この制度において働く彼女の誇りというか矜持というか、そのような印象を受けたことを覚えている。この制度と裁定例の検討を行うのが、当面の私の課題である。なお、この訪問にあたっては、SUMITOMO LIFE INTERNATIONAL(UK)の岡川直氏にお世話になった。記して感謝の意を表する次第である。

4 紙幅の関係上、マレーシアと香港の調査については、簡単に印象記を述べるに留めざるをえない。端的に驚かされたのは、マレーシアでは、ほとんど英語が通じるのに、香港では、もはや町中では英語が通じないということである。同じ英法圏でありながら、しかも香港は未だ英国統治下であるのに、そのようなことになっているとは、恥ずかしながら、全く予想をしていなかった。香港中文大学・経営管理学部副学部長の陳志輝氏によれば、大学に進学する2割くらいの層がパイリンガルで、その他は中国語しか話さないということであった。

また、マレーシアでは、消費者法の研究とは異なるが、大学の誘致が進められていることに興味をひかれた。多くの人が英語を話す関係で、海外の大学に留学する人口が多く、政府は、資金・頭脳の流出を防ぐため、これを国内に留める政策を採り、海外の『有名大学』がマレーシアに分校の形で進出することを歓迎する意向を示していた。中進国となったマレーシアは、首都クアラルンプールの大規模な開発が進められており、昭和30年代の日本を彷彿とさせる雰囲気町のあちこちに見られた。その分、消費者問題も国内的に次第に顕在化してきている。

最後に、香港消費者委員会・副委員長の李介明氏が、香港返還後も「一国二憲法」制度が堅持されることを前提に、香港の消費者行政の現段階を説明されたのも印象深かった。

（たけはま・おさむ 民事法学）

はじめまして

Leonardo Ciano

Introduction

This April, I joined the law faculty of Ritsumeikan University as an associate professor. Before accepting this position, I was a member of the faculty of law at Niigata University .

My academic training began with a Bachelor's degree in Criminology from Simon Fraser University in Vancouver, British Columbia. Upon completion of this degree, I was employed as a probation officer in Alberta for two years. Subsequently, I attended The University of Alberta law school in Edmonton where I was awarded a Bachelor of Laws degree (LL.B.). While teaching in Niigata, I began working on a Doctorate of Laws at Niigata University Graduate School of Modern Society and Culture.

Before I began my professional academic career, I practiced law in Edmonton, Alberta, Cranbrook, British Columbia and Tokyo, Japan. In Alberta, I passed the bar examination and worked for the provincial government for one year as a prosecutor. Then I returned to Cranbrook, my home town in British Columbia and passed the British Columbia bar examination. In Cranbrook, I worked in a five man law office where I practiced commercial law, criminal law, and family law. After one year, I came to Japan to pursue my interests in Zen Buddhism and martial arts. I first came to Kyoto, where I practiced Aikido and Zazen. In 1990, I joined Kao Corporation in Tokyo where I worked as in-house counsel for three years. There I was involved mainly with international transactions. It was a good experience, and it gave me an opportunity to learn about Japanese corporate culture and the life of a salary man.

Outline of Research

Since beginning my academic career at Niigata University in 1993, I have been researching the development of the law regulating international trade in services and, in particular, Japan's foreign lawyer law. In 1994, I published an article in Hosei Riron on Japan's foreign lawyer law. The main focus of the article was the amendment to the Gaikoku Bengoshi ni yoru Horitsu Jimu no Toriatsukai ni kansuru Tokubetsu Sochi Ho Law 66, 1986. (Special Measures Law Concerning the Handling of Legal Business by Foreign Lawyers, Law No. 66 of 1986) (Law 66) which came into effect in 1995. The article also outlined developments in the area of international trade in services. (The most notable developments were the conclusion of the 1993 final accord of the Uruguay Round of the General Agreement on Tariffs and Trade ("The Final Act Embodying the Results of the Uruguay Round of Multilateral Trade Negotiations") which included the General Agreement on Trade in Services and the formation of the World Trade Organization.)

The following year, I presented a paper in Tokyo outlining the effects of the amendment to Law 66 at the 1995 Annual Meeting of the Research Committee on Sociology of Law: International Sociological Association. At that time only two law firms had taken advantage of the new provision allowing joint-partnerships between foreign and Japanese lawyers. Both firms' senior partners informed me it was still too early to tell whether the new law would have any positive effect on their law practice. As a matter of fact, they were rather skeptical whether there

would be any effect at all. Recently, it has been announced that a more full and unrestricted type of partnership is being contemplated for approval beginning in 1998.

In 1996, I began conducting a survey of foreign companies in Japan and their use, need and access to legal services in Japan. I mailed out approximately 2000 questionnaires to the chambers of commerce or business association members of Brazil, Britain, Canada, China, Denmark, France, Germany, Hong Kong, India, Ireland, Italy, Korea, Mexico, Malaysia, New Zealand, Switzerland, The United Arab Emirates, and the United States. The response rate was approximately 20%. I am trying to increase this rate through additional mailings and distributions.

At this time, I am in the process of tabulating the results of the survey and preparing a written report. There has been much interest in the results of the questionnaire from the legal services committees of the European Business Council and the American Chamber of Commerce. Both have contacted me and requested that I present my results to their organizations this Fall. I look forward to these opportunities to share my findings and to any inquiries from Japanese or foreign academics who are interested in this subject. I hope to present some of my findings in this newsletter at a later date.

Thank you for taking the time to read this. I welcome any questions or suggestions. My phone number is 465-1111, extension 3531 and my e-mail address is aldo@kic.ritsumei.ac.jp

(チアノ・レオナルド 国際貿易法)

サッチャー政権の評価をめぐって

小堀 眞裕

こんにちは、はじめまして。ここでは新任教官として研究テーマを紹介するわけですが、私は大学院に入学した当時の研究対象としては、当時まだ継続していたサッチャー政権を選びました。今日でも、その問題意識は持ち続けていますが、ここ数年はそれから少し離れて大きな視野から考えていこうとしています。それは、次のようなイギリス政治の現状にサッチャー政権の評価を探る上でのヒントがあると考えたわけです。

イギリスは、第二次世界大戦終結以後一貫して保守党と労働党による二大政党政治を維持してきました。もちろん、このような二大政党の出現を可能ならしめたのは、小選挙区制というこれまたイギリスに伝統的な選挙制度によるものであったのは言うまでもありません。しかし、七〇年代以後そうした二大政党政治という伝統を覆す動きが長期間にわたって続いています。つまり、自由党、連合派(Alliance)、自民党と続く第三政党の台

頭です。

ただし、第三政党の台頭が長期間続いていると言っても、その道のりは必ずしも平坦ではなかったし、また90年代に入ってその支持は頭打ちをしています。しかし一方では、第三政党は小選挙区制の特性によって得票率に比べて議席数が極端に少ないけれど、そういう不利な条件のもとでもここ二〇年近く二〇%前後の得票率を常に保っているわけです。これは明らかに、政党システムの変容、すなわち二大政党政治から三党制への変容を物語っています。

しかし、議席の上では二大政党は揺るぎなき状況だけに、イギリスにおける第三政党の台頭に関する評価には消極的な評価と積極的な評価の二種類が見られます。

消極的な評価としては、第三党の得票は批判票であると断言し、保守・労働の二大政党に対する批判がそうした得票増を生み出したただだという説があります。それに対して、

第三政党の得票増に対して積極的価値を論ずる論者もいます。具体的には、第三政党の台頭の理由として、従来の左右の軸や階級的価値を横断する形での価値が、有権者の間で強まりを見せ、それが第三政党の台頭につながっていると論じています。

後者の議論では、そうした有権者の意識の変化は第三政党の台頭に力を貸しただけでは

なく、サッチャー政権の成功にも力を貸したと言われていました。サッチャーの言説、いわゆるサッチャー主義は、世論調査などの結果からみるとあまり支持されておらず、その点からその成功は謎だとされてきましたが、後者のような議論にそれを紐解いていくヒントがあると思っています。

(こぼり・まさひろ イギリス現代政治)

はじめて教壇に立って

谷本 圭子

今年4月に立命館に就職し、早3カ月がたとうとしています。立命館には、学生時代、サークルを通じて法友会と共に活動した経験があり、末川討論会や学園祭など折に触れ訪れる機会もあり、とても身近に感じておりました。

とはいえ、何ぶんはじめて就職した先がこちらの大学であったため、何から何まで私にとっては新鮮で緊張と驚きとが交錯するようなこの数カ月でありました。特に、「教師となった」ということが、自分自身に大きな影響を与えているのを実感しております。

何より緊張したのが、大教室での講義です。何百人もの人間を目の前に、たったひとりで1時間半の間しゃべり続けるということは、これまで経験したことのないことで、しかも、間違っただけや関係ないことは言えないという責任があり、「どうしよう」と不安な気持ちにかられておりました。実際、最初の講義では、マイクを持つ手が震え、マイクを通した自分の声が震えているのを自分自身で聴くにつけ、ますますあがっていく始末。何とかふるえを抑え、1時間半しゃべり終えたときには、「終わったぁ」と思わず満面の笑みがこぼれてきたものです。

前期12回の講義のうち10回を終えた今、初回のような緊張は何とかなくなりました。それでも、講義の前日寝る前には「どうしよう」という気持ちは未だに続いております。

そのような緊張の中にあっても、月曜1時間目の講義にもかかわらず毎回足を運んでく

る学生の姿、熱心にノートをとる学生の姿を見ると、「がんばらな」と思えるくらい、最近少しは余裕が出てきたようです。

1年生クラスやゼミでは、普通の人間関係のように少しずつ信頼関係が積み上げられていく実感が、自分自身にとっての手応えとなっております。今の所、学生と年齢差も少ないということもあるのですが、学生が友達のように慕ってくれるときに、一番嬉しい瞬間です。「学生の視線と同じ視線を持った教員」を目指して、努力していきたいと思えます。

ところで、研究方面では、大学・大学院時代を通じて同志社大学の佐藤義彦教授に師事してまいりました。これまでは、ドイツにおける信用法、特に三者間での信用契約をめぐる議論を、我が国における議論に引きつけ、研究してまいりました。その関連でドイツの消費者信用法の内容についても検討したのですが、今までは、「消費者保護」という観点からではなく、契約の一般理論の方向からアプローチを試みてまいりました。今後は、消費者保護的な観点からの研究も進めていきたいと思っております。

今までに発表した論文は以下の通りです。

- ・「ドイツ消費者信用法(1990年)について(1)~(3・完)」 民商法雑誌107巻4・5号,108巻1号,108巻2号(1993年)
- ・「ドイツ第三者融資取引に関する一考察 - 第三者与信型信用取引の法的構造解明に向けて - (1)~(6・完)」

同志社法学232~237号(1994~1995年)

まわりの先生方から助言や励ましをいただきながら、日々奮闘しております。未熟者で

はありますが、今後とも何卒よろしく願い申しあげます。(たにもと・けいこ 民法)

立命館大学法学部夏期集中講義および

比較民事手続法セミナー開催のご案内

出口 雅久

来る9月8日(月)から9月13日(金)まで、存心館801号においてドレスデン工科大学法学部ボルフガング・リュケ教授によるドイツ倒産法集中講義およびオックスフォード大学法学部アドリアン・ツッカーマン特別研究員によるイギリス民事訴訟法集中講義を開催いたします。また、9月14日(土)には午後1時からアカデメイヤ21会議室207号にお

いて両外国人研究者による比較民事手続法セミナーを開催する予定です。同セミナーは、イギリス民事訴訟法改正およびドイツ倒産法改正について関西民事訴訟法研究会と共催で行います。立命館大学法曹界の会員の方々の聴講も歓迎いたします。詳しくは、法学部助教授・出口雅久(Fax:075-465-8294)までお問い合わせ下さい。

(でぐち・まさひさ 民法)

法学部関連の主な学術交流・研究活動(1996年3月~6月)

- 96年 3月 8日 公法研究会：修士論文報告 上出浩氏「1970年代アメリカ野生生物保護の一断面」
 96年 3月22日 国際学術交流研究会：フランス公正取引委員会副議長 フレデリック・ジェニー氏
 「フランスの独禁法および不正競争法適用」
 96年 3月22日 現代史研究会：中島茂樹氏「戦後50年の時期区分を考える 法制の分野から」
 96年 4月 8日 法政研究会：フライブルク大学法学部教授、マックス・ブランク刑法研究所所長
 アルビン・エーザー氏「ドイツにおける法曹教育」
 96年 4月12日 法政研究会：ケンブリッジ大学土地経済研究所教授 マルコルム・グラント氏
 「イギリス都市計画法の新たな動向」
 96年 4月17日 震災復興研究プロジェクト：安本典夫氏「最近の復興研究の到達点と課題」
 96年 5月10日 民事法研究会：鹿野菜穂子氏「法律行為の一部無効」
 96年 5月17日 法政研究会：徳川信治氏「自由権規約選択議定書における受理可能性」
 96年 5月31日 公法研究会：薬師寺公夫氏「国際人権規約の国内の実施」
 96年 6月14日 政治学研究会：中谷猛氏「トクヴィルと分権思想」
 96年 6月14日 民事法研究会：修士論文報告 大浦典子氏「職場における公正な処遇の実現」
 96年 6月14日 公法研究会：修士論文報告 倉田玲氏「アメリカ合衆国1965年投票権法の研究」
 96年 6月21日 法政研究会：谷本圭子氏「ドイツにおける約款規制法(AGBG)改正への動き」
 法学部部門別定例研究会： 法政研究会 / 公法研究会 / 民事法研究会 / 政治研究会

立命館大学法学部ニューズレター

第5号 1996年6月

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111

(代) / FAX 075-465-8294